

「Edogawa Beer Project 推進パートナー」 事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 「Edogawa Beer Project」発足の背景

区は令和5年11月に「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」と「ひきこもり状態にある人やその家族へのサポート推進条例」を制定しました。「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」では、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組を推進するに当たり尊重すべき10項目の基本理念を掲げています。そのひとつに「区、区民等及び事業者が連携し、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力及び個性を発揮できること」があります。「ひきこもり状態にある人やその家族へのサポート推進条例」ではひきこもり状態にある人等に対する理解の促進及びサポートを推進することを目的として2項目の基本理念を掲げています。そのひとつには「ひきこもりの状態にある人等が、悩み又は不安を一人で抱え孤立することなく、区、区民等、事業者及び支援団体に相談し、その状況に応じて必要なサポート又は配慮を求めることができること」とあります。

現在区内には46の就労継続支援B型事業所があり、約1,000人近い障害者が利用しています。働くことを通じて能力及び個性を発揮できる場となっている一方で、区内事業所の月平均工賃は14,349円（令和5年度）となっており、国平均の23,053円（令和5年度）を下回る水準です。手当や年金等の収入と合わせても生活に十分な金額とは言えず、障害のある人の家族からは「現在の工賃では親なき後が心配である」との声が多く寄せられています。

また、区が令和3年度に実施した「江戸川区ひきこもり実態調査」においては、日常生活への不安を尋ねる質問に対し、ひきこもり状態にある方の約6割が「収入・生活資金」と、約3割が「仕事」と回答しています。ひきこもり当事者の多くも収入と仕事が大きな不安となっていることが伺えます。

2 事業の目的

1で挙げた様々な課題を解決するためにも、就労が困難な方に安定した就労先を提供し、安定した収入を得ることができる環境を構築することを目指し、区では令和6年度に「Edogawa Beer Project」を立ち上げました。

この事業は、ビールや発泡酒（以下「ビール等」という。）の醸造や販売を通じて、障害者や就労困難者（以下「就労困難者等」という。）の就労機会を確保するだけでなく、生産者（就労者）と区民（購入者）の距離を近づけ、多様性への理解や共生社会の実現につなげることを目的としています。具体的には、区内にビール等の醸造やビールに合うおつまみ等の菓子（以下「菓子等」という）の製造設備を有する工場を整備し、そこでの製造や区内イベント等での販売を就労困難者等が担う体制を整えることによって、就労の場を確保するものです。

合わせて事業実施にあたっては、区が協力関係にある国立大学法人東京藝術大学（以下「東京藝大」という。）によるプロモーション提案を受け、商品価値をさらに高め就労困難者等の待遇改善や就労困難者の就業機会の確保につなげることをとしています。

なお、本事業の推進に当たっては事業の持続可能性の観点から、パートナー事業者による独立採算を基本と考えています。現在日本国内には、800か所以上のクラフトビール等の醸造所が稼働しているといわれており、業界内の競争に耐え、継続的な雇用を確保しながら一定の利益を上げていくためには、最新のトレンドを取り込んだ効率的かつ効果的な事業運営が求められます。そのためには、販路やノウハウを十分に有するパートナー事業者と区がお互いの強みを活かした

がら、官民連携して取り組んでいくことが不可欠と考えています。

そこで、区と共に各種事業を展開し、本事業を推進する「Edogawa Beer Project 推進パートナー」（以下「パートナー事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定することとしました。

ただし、パートナー事業者を選定するものではありませんが、すべての提案事業の採択を保証するものではありません。

3 事業内容、募集・選定方法等について

(1) 事業内容

ア 区の実施する業務

- ① ビール等及び菓子等の製造工場を設置する区有地の確保（使用許可等の手続きを含む）
※使用条件等については別途協議
- ② 区民等への周知、広報（区公式ホームページ、SNS、広報紙等）
- ③ 区イベント等における販売機会の提供
- ④ 関係機関等（東京藝大、区イベント担当主管課等）との調整への協力

イ パートナー事業者の実施する業務

- ① 就労困難者等（原則として江戸川区民）の就労機会の確保
就労困難者等の雇用等に関する一切の手続き、賃金等の支払い、保険加入等を含む安全確保措置、周知・啓発を含む就労促進等の業務を行うこと。
※労働基準法等関係法令を遵守したうえで、就労困難者等が労働の対価として十分な収入を得られれば、直接雇用、派遣労働の是非は問わない。
ただし、個人の適性に応じた配置や研修の実施、障害等の特性に配慮した就労環境の整備等、就労及び就労定着に向けた支援を行うこと。
- ② 製造工場の設計・建設及び設備の導入
ビール等及び菓子等の製造を行う工場の設計・建設及び製造設備等の導入を行うこと。
※工場設置については、区内の区有地活用を想定している。
 - ・ 想定面積：500㎡程度
 - ・ 用途地域：第一種住居専用地域（建蔽率60%/容積率200%）
- ③ 各種許認可取得
ビール等及び菓子等の製造・販売等に係る許認可の取得及び各種行政機関への届出を行うこと。
- ④ 技術の指導
工場等で働く就労困難者等に対し、ビール等及び菓子等の製造技術等の指導を行うこと。
- ⑤ 販売
区内イベント会場等において、就労困難者等によるビール等及び菓子等の販売を行うこと。これに必要な商品（OEM（Original Equipment Manufacturer）の活用可）及び資機材等の手配・調達・維持管理を行うこと。
- ⑥ 商品の開発
東京藝大との連携により、オリジナルのビール等や菓子等の開発を行うこと。
※本事業により開発した商品の特許等すべての権利は区に帰属するものとします。
- ⑦ 事業報告
事業の進捗及び実績等に関する報告を適宜行うこと。

ウ その他

上記以外の業務を行う場合は、区とパートナー事業者の協議により決定する。

(2) 要求水準及び遵守事項

本事業の実施に当たって、パートナー事業者に求める事項は以下のとおり。

- ① 就労困難者等の就労についての相談やアセスメント、就労訓練や就労支援、就労定着にかかる支援の実績があり、事業実施にあたり就労困難者等の就労支援に円滑に取り組める体制をとれること。
- ② 現にビール等の販売の販路を有し、本事業実施にあたってその販路を活用した販売の可能性が見込めること。
- ③ ビール等の醸造施設・設備の設計、醸造及び販売の手法や、製造・販売にあたって必要な免許や許可の取得が適切にできること。
- ④ 菓子等について、ビール等とともに販売が可能な商品の販路を有し、開発及び製造にかかる設備の設計、製造及び販売の手法や製造・販売にあたって必要な免許や許可の取得が適切にできること。
- ⑤ 区と東京藝大との契約に基づき、東京藝大が提案する商品イメージやブランディングを有効に活用した商品開発を行うことができること。
- ⑥ ビール等及び菓子等を販売する際の価格設定については、区と協議のうえ決定すること。
- ⑦ 本事業に係る収支については適切に管理し、申告・納税等必要な手続きを行うこと。
- ⑧ 本事業に関連して収集した個人情報その他保護すべき情報については、法令等に基づき適正に管理すること。
- ⑨ 応募事業者の業種は問わないが、国内に本拠を有すること。
- ⑩ 単独又は複数事業者の共同提案の別は問わないこと。また、業務の一部を第三者に委託等する場合（業務の全部を委託することは認めない）は、事前に書面にて区の承認を得ること。

4 選定方法

競争性、公平性、透明性を確保するとともに、本事業を進めるにあたり、能力や資質を総合的に判断し、より優れた事業者と連携し事業を推進するため、公募型プロポーザル方式を採用します。なお、公募型プロポーザル方式によりパートナー事業者を決定したのちに、改めてパートナー事業者と細部協議のうえ、協定又は契約（以下「協定等」と記載します。）を締結するものとします。

5 費用負担

- (1) 本事業の実施にかかる費用は、原則としてパートナー事業者の負担とします。ただし、事業の実施において、区とパートナー事業者の協議により事業効果を高めるために必要な費用が発生した場合で本区が必要と認めた費用については、区が補助金、委託料等により負担することがあります。
- (2) 本事業におけるビール等及び菓子等の販売による売り上げにかかる収入は、すべてパートナー事業者に帰属します。
- (3) 本事業の実施において、パートナー事業者に生じた損失または不利益について、区は一切の補償を行いません。

6 優先的地位の不付与

本区は、パートナー事業者からの施策提案について、公募型プロポーザル審査を経て公正に選定された事業者からの提案であることに鑑み、誠意をもって対応するものとします。

また、パートナー事業者からの施策提案により各種事業を実施する場合であっても、当該事業を区が契約当事者として実施するものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、江戸川区契約事務規則（昭和39年規則第3号）その他の公契約に関する手続規定に則って公正に契約相手方を定めるものとし、パートナー事業者であることのみをもって契約上の優先的地位を付与するものではありません。

7 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しない者。
- (2) 公募型プロポーザル実施要領公表の日から協定等締結までの間において、指名停止の措置を江戸川区から受けている者でないこと。また、受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 最近1年間に区税、法人税（個人にあっては所得税）、消費税及び地方消費税に未納がない者であること（徴収猶予の扱いを受けている者を除く）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続き開始の申し立て（旧会社更生法（昭和27年法律172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、開始決定後、再審査による国の認定を受けたものは除きます。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としない者であること。
- (7) 次に掲げる項目に該当しない者であること。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は、第2条第6号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
 - ② 役員等（本プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人。
 - ③ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人。

8 パートナー期間

区とパートナー事業者による協定等の締結から1年以上の期間において、双方の協議により定めることとします。

9 応募等のスケジュール（予定）

令和7年5月14日（水） 公募開始
令和7年5月23日（金） 17時まで 質問受付締切
令和7年5月28日（水） 質問回答（区HPで公開）
令和7年6月11日（水） 17時まで 提案書等の提出締切
令和7年6月17日（火） プレゼンテーション・ヒアリング審査

令和7年6月下旬 選定結果通知・公表
令和7年6月末 パートナー協定（契約）締結

10 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（別紙2）により電子メールで提出してください。なお、電子メール送信後、必ず、電話により電子メールの送達確認を行ってください。

電話等による口頭及び、来庁による書面提出による質問は受け付けませんのでご注意ください。

(2) 提出期限

令和7年5月23日（金） 17時まで（必着）

(3) 提出先

江戸川区福祉部障害者福祉課就労サポート係

メールアドレス：2020580@city.edogawa.tokyo.jp

電話：03-5662-5613（直通）

(4) 回答方法

質問の内容及びその回答を令和7年5月28日（水）までに区ホームページに掲載します。

(5) 留意事項

質問の内容には、質問者が特定できる内容を記載しないでください。質問については申し込み方法、企画提案書の記載方法等に関するものとし、審査（評価）に関する質問は受け付けません。

11 応募の手続き

(1) 提出書類

事業提案を行おうとする者は、次に掲げる書類の原本1部とデータを提出してください。

原本には会社名・代表者の役職・氏名を記入し代表社印を押印してください。なお、データについては事業者が特定できないように社名、代表者名、ロゴマークなど類推可能な名称表現の記載がある箇所の消込を行っているデータもご用意ください。

※データについてはCD-RもしくはDVD-Rに保存し提出してください。USBメモリは不可とします。データの形式はPDFとします。

① 参加申込書（原本1部）（様式1）

② 事業提案書（原本1部、データ）

③ 会社概要（原本1部、データ）

④ 法人登記事項証明書の写し

⑤ 法人印鑑証明書の写し

⑥ 定款、規約その他（個人情報保護に関する記載文書）これらに類する書類

⑦ 決算書類（直近3年分）

⑧ 納税証明書の写し

(2) 提出期限及び時間

事業提案書等 令和7年6月11日（水） 17時まで

（土曜日・日曜日・祝日を除く、9時から17時まで）

あらかじめ来庁日時を電話で連絡のうえ、お越してください。

郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、6月11日（水）必着とします。

その場合、事前に郵送提出の旨を電話で連絡してください。

(3) 提出先

江戸川区福祉部障害者福祉課就労サポート係
〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区役所本庁舎2階南棟1番
電話：03-5662-5613（直通）

12 事業提案書作成方法

様式及びページ数は問いませんが、「Edogawa Beer Project推進パートナー」事業者選定事業提案書作成要項（別紙3）を参照し、作成してください。

13 審査方法

(1) 審査評価方法

- ① 事業提案は「Edogawa Beer Projectに係る選定委員会」（以下「選定委員会」という）がヒアリング審査により、提案内容を公正かつ厳選に審査し、最も優れた提案を行った事業者を最優秀提案者として選定します。
- ② 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じません。

(2) 選定委員

選定委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとします。

- 委員長 障害者福祉課長
- 委員 経営企画課長
- 委員 産業振興課長
- 委員 生活援護管理課長
- 委員 障害者就労支援センター所長

(3) ヒアリング審査

- ① 応募のあった事業者を対象として、令和7年6月17日（火）に提案計画についてプレゼンテーションを実施します。
- ② プレゼンテーションを欠席した場合、または指定された参集時刻までに参集していない場合は、その理由に関わらず、当該者はプレゼンテーションを辞退したものとみなして審査を通過しません。
- ③ 審査会場は、グリーンパレス（江戸川区松島1丁目38番1号）を予定しています。会場の詳細や実施日時は、事業提案書を提出した者に対して別途通知します。なお、出席者は3名以内とし、あらかじめ提出した事業提案書をもとに説明するものとします。
- ④ プレゼンテーションにおいて、プロジェクター及びスクリーンは区で準備します。パソコン、その他の機材は事業者で用意してください。

(4) 審査時間配分

- 入室・準備 3分 以内
- プレゼン 20分 以内
- 質疑応答 10分 以内
- 片付・退室 2分 以内

(5) 審査基準

審査項目	評価項目	配点
基本事項評価	事業に対する理解	15
	人員体制及び実施能力	10
	事業実績及び経営状況	10
事業事項評価	就労支援体制	15
	工場・設備の整備	10
	就労者への技術的指導	10
	製品販売体制	10
	製品開発能力	10
	事務対応体制	10
	合計	100

選定については、各選定委員の点数を合算し、最も点数の高い事業者を選定します。最も点数の高い事業者が複数の場合は選定委員会の審議において1者を選定します。

(6) その他

- ① プレゼンテーションにおいて、会社名がわかる口頭での説明や、画面上での会社名等の記載は行わないでください。
- ② プレゼンテーションは、事業提案書に沿って説明を行ってください。
- ③ 審査の対象事業者は、上記7の要件を満たし、かつ、11(2)の提出期限までに提出書類を提出した事業者であって、本区が応募資格を確認したものに限ります。なお、応募資格の確認結果は、応募者全てに対して別途「応募資格審査結果通知書」により通知します。

14 審査結果

(1) 通知方法

選定委員会の審査後、全参加事業者（最優秀提案者に決定した者、決定されなかった者）に対し文書にて通知します。なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する問い合わせ及び審議申し立ては受け付けません。

※最優秀提案者の地位を辞退したい場合は、あらかじめ来庁日時（土曜日・日曜日・祝日を除く、9時から17時まで）を電話で連絡のうえ、辞退届を担当・受付窓口まで持参してください。

(2) 通知予定日

令和7年6月下旬

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- (2) 提出後の差替え及び追加、削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこの手続における審査以外には利用しません。
ただし、江戸川区情報公開条例に基づき情報公開の請求があった場合において、同条例に規定する非開示情報（機密情報等）に該当しないものは提出した者の意向に関わらず、開示される場合があります。

- (4) 区が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 事業提案書の提出は、1者（複数事業者の共同での応募の場合は複数事業者を1者とする）につき1提案とします。

16 その他

(1) 言語及び通貨単位

この手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本件募集の手続を実施することができないと本区が判断したときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合であっても、本件募集の手続に要した費用を本区に請求することはできないものとします。

(3) 辞退の場合

事業提案書等の提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかにその旨を記載した書面（様式2）を担当部署宛てに提出してください。

(4) 失格事項

応募者が、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ① 応募資格要件を満たしていない場合（後に判明した場合を含む。）
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 実施要領等で示した提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (5) 提案者は、本件募集に係る手続後において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (6) 本区が提供する資料は、この公募型プロポーザルに係る検討以外で使用しないでください。

17 担当部署

江戸川区福祉部障害者福祉課就労サポート係

〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区役所本庁舎2階南棟1番

電話：03-5662-5613（直通）

メールアドレス：2020580@city.edogawa.tokyo.jp